大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「財団」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者及びその者を雇用する事業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、骨髄等の移植の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「骨髄バンク事業」とは、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成２４年法律第９０号）第２条第５項に規定する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。

（助成対象者）

第３条　この要綱による大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「ドナー」という。）及びドナーを雇用する国内の事業者（国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人を除く。以下「雇用事業者」という。）とする。

⑴　骨髄等の提供が完了した日に本市に住所を有している者

⑵　財団が実施する骨髄バンク事業において骨髄等を提供した者

⑶　他の地方公共団体から同種の助成金等の交付を受けていない者

（助成金の額）

第４条　ドナーに対する助成金の額は、骨髄等を提供するための次に掲げる通院、入院又は医師等との面談（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医学的処置によって生じた健康被害に係る医学的処置、手術及びその他の治療のための通院、入院又は医師等との面談を除く。以下「通院等」という。）に要した日数１日につき２０，０００円とし、１回の骨髄等の提供につき１４０，０００円を限度とする。

⑴　健康診断に係る通院

⑵　自己血貯血に係る通院

⑶　骨髄等の採取のための入院（これに係る医師等との面談を含む。）

⑷　その他骨髄等の提供に必要な通院等であって財団又は医療機関が必要と認めるもの

２　雇用事業者に対する助成金の額は、ドナーが通院等するために休暇（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）で定める休暇を除く。以下同じ。）を付与した日数１日につき１０，０００円とし、１回の骨髄等の提供につき７０，０００円を限度とする。

（交付申請書）

第５条　大津市補助金等交付規則（平成１０年規則第３２号。以下「規則」という。）第４条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市骨髄等移植

ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（様式第１号）又は大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（雇用事業者用）（様式第２号）とする。

２　前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　財団が発行する骨髄等の提供が完了したことが分かる書類

⑵　骨髄等の提供に係る通院等を行った日が分かる書類

⑶　雇用事業者にあっては、ドナーとの雇用契約及び当該ドナーに休暇を付与したことが分かる書類

⑷　その他市長が必要と認める書類

（決定通知書）

第６条　規則第７条第１項の規定による通知は、大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書（様式第３号）により行うものとする。

２　規則第７条第２項の規定による通知は、大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第４号）により行うものとする。

（実績報告等）

第７条　規則第１４条の規定にかかわらず、助成金に係る実績報告は、第５条に規定する交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

２　規則第１５条の規定にかかわらず、助成金は前条第１項の規定により通知した額で確定するものとする。

３　規則第１８条第１項の規定にかかわらず、助成金の交付の請求は、第５条に規定する交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

（取消通知書）

第８条　規則第１９条第４項の規定による通知は、大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第５号）により行うものとする。

（返還通知書）

第９条　規則第２０条第１項の規定による返還の命令は、大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金返還通知書（様式第６号）により行うものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行し、同日以後に骨髄等の提供を完了した者について適用する。

２　この要綱は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、令和６年３月３１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）

大津市長

申請者　　住　所

氏　名　　㊞

大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）

大津市補助金等交付規則第４条第１項の規定により、大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金の交付について次のとおり申請します。

１　申請内容

フリガナ		生年月日
氏名		年　　月　　日
骨髄等の提供日における住所	〒 （電話番号：　　－　　－　　）	
勤務する事業者名	（電話番号：　　－　　－　　）	
骨髄等の提供に係り通院等をした日		
請求金額	金　　円	

２　助成金の振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	１　普通　２　当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

添付書類

１　財団が発行する骨髄等の提供が完了したことが分かる書類

２　骨髄等の提供に係る通院等を行った日が分かる書類

３　振込先の口座が確認できる書類

私は、他の地方公共団体から同種の助成金等の交付を受けていないことを誓約します。また、審査に必要な情報（住民基本台帳、通院の状況、勤務先等）の提供、確認及び調査に同意します。

年　　月　　日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）

大津市長

住　　所

申請者　　事業者名

代表者名　　㊞

電話番号

大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（雇用事業者用）

大津市補助金等交付規則第４条第１項の規定により、大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金の交付について次のとおり申請します。

１　申請内容

フリガナ		生年月日
骨髄等提供者の氏名		年　　月　　日
骨髄等の提供に伴い休暇を付与した日		
請求金額	金　　円	

２　助成金の振込先

金融機関名			支店名	支店							
口座種別	１　普通　２　当座	口座番号									
フリガナ											
口座名義											

添付書類

１　財団が発行する骨髄等の提供が完了したことが分かる書類

２　骨髄等の提供に係る通院等を行った日が分かる書類

３　骨髄等提供者との雇用契約及び当該骨髄等提供者に休暇を付与したことが分かる書類

４　振込先の口座が確認できる書類

様式第３号（第６条関係）

大　　号
年　　月　　日

様

大津市長

大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第７条第１項の規定により通知します。

記

助 成 金 額　　金　　円

※助成金は、この通知から約１月後に、振込先の口座に入金を行う予定です。

様式第４号（第６条関係）

大　　号
年　　月　　日

様

大津市長

大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請棄却（却下）決定通知書

年　月　日付けで申請のあった大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第７条第２項の規定により通知します。

交　付　申　請　金　額	円
交付しないことと 決　定　し　た　理　由	

様式第５号（第８条関係）

大　　号
年　　月　　日

様

大津市長

大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け　大　　第　　号で交付の決定をした大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第９条第５項の規定により通知します。

交付決定金額	円
取消金額	円
取消後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

様式第６号（第９条関係）

大　　号
年　　月　　日

様

大津市長

大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金返還通知書

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした大津市骨髄等移植ドナー支援事業助成金について、大津市補助金等交付規則第２０条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返　　還　　金	円
返　　還　　理　　由	
返　　還　　期　　限	年　　月　　日まで
助成金の既交付額	円
交　付　年　月　日	年　　月　　日

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第１９条第１項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。